

**児童に対する縦断的ソーシャルワークの展開**  
**—社会資源としての保育所ソーシャルワーク機能の工夫—**

東北福祉大学大学院・博士課程 今 清孝 (07759)

保育所保育指針解説書 児童ソーシャルワーク 社会的責任

## 1. 研究目的

保育所保育指針の内容解説や補足説明などのために保育所保育指針解説書が作成されたが、これに記された「保育所や保育士はソーシャルワークを中心的に担う専門機関や専門職ではないことに留意し、ソーシャルワークの原理（態度）、知識、技術等への理解を深めた上で、援助を展開する」という意味を、保育所が行うソーシャルワーク活動の限界を示すものにとらえれば、保育士がソーシャルワーカーになる必要はないし、むしろ保育士は保育そのものの専門性の発揮のために邁進することが求められるべきであり、そこでの保護者に対する子育てについての相談や助言を、ソーシャルワーク機能の一部を活用して行うものとしてみるのが妥当であろう。もちろん保育所が入所児保育と地域の子育て支援を担う存在である以上、保育士養成課程の科目にも組み込まれたように、保育士や他の職員がソーシャルワークの知識と技術を、ある程度身につけることが求められていることも事実である。しかし児童に関係するソーシャルワークを展開するには、保育所を利用する期間だけを対象とする考え方は違和感を覚える。18歳未満までを対象とした児童全体に対するソーシャルワークの中での保育ソーシャルワークを考える。

## 2. 研究の視点および方法

「保育所保育指針」、「保育所保育指針解説書」ほか関係法令および先行研究などの文献研究から、保育所が担うソーシャルワーク機能の役割を明らかにし、現在の保育所の専門性と社会資源の果たすべき社会的責任を考察する。

## 3. 倫理的配慮

本研究は文献研究を中心に行うもので、引用文献および参考文献の著作の扱いについて日本社会福祉学会「研究倫理指針」に従うものである。

## 4. 研究結果

保育所保育指針解説書の中で、「ソーシャルワークの原理（態度）」とは、保護者の受容、自己決定の尊重、個人情報のお守りについてのものとし、保育所における相談・助言に活用すると限定し、またソーシャルワークの知識と技術を個々の保護者の思いや、要望、悩みや不安などに対する支援を行う際に用いるとも述べている。この保護者とは、まずは入所児童の保護者であり、時間と経費、人材に余裕があれば、地域の保護者も対象となる。

保育所におけるソーシャルワークについての先行研究では、1990年代からその必要性が論じられ、保育士にソーシャルワークをさせるといふもの、保育所長の専門性とするもの、ソーシャルワーカーを保育所や地域に配置するなど数多くあるが、鶴(2010)はこれらをまとめ、「保育ソーシャルワーク」を「子どもとその保護者・家族のウェルビーイングの増進を目指して、子どもと家族との関係性の支援を図ると同時に、子育て家庭を取り巻く環境を調整する援助の総体である」と定義している。児童福祉が範疇とする対象は、条件付きで胎児から18歳未満の子どもであり、子どもが生活の場とする家庭や保育所・幼稚園、小学校から高校までをも視野に入れることになることから、そこで活動する児童委員や主任児童委員の子育て支援に関する先行研究をみると、野口(2007)や岡野(2005)、三橋らの実態調査(2008)は、子育て支援に対する困難さを報告している。保育ソーシャルワーカーをはじめ、保育カウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの職種も出現しているが、小学校就学を期に扱う対象者を振り分けている。子どもと保護者の問題を就学時期に囚われず、児童ソーシャルワークという視点から、児童への一貫した対応が必要であり、その養成課程を設置する機関もあるが制度には結びついていないのが現状である。

## 5. 考察

保育所が対象とする児童は就学前までの子どもでありその保護者であるから、保育所における保育ソーシャルワークという考え方もその重要性も理解される。また小学校就学以降にスクールソーシャルワークが実践されていることから、対象児童の年齢を引き下げ、保育所・幼稚園においても実践しようとする考えにも大いに賛成する。しかしやがて子どもは保育所を卒園し小学校へ就学するのであるから、抱える問題を保育所から小学校へ場所を移すことになり、問題解決の機会が分断され、継続的なかわりが阻まれる虞がある。そして就学を機会にソーシャルワーカーが交代することになれば、子どものためではなく大人の都合によるソーシャルワークの展開になる。それを避けるためには保育ソーシャルワークとスクールソーシャルワークを一貫した児童ソーシャルワークという視点で捉え、保育ソーシャルワークをその一部としてみるべきであろう。

保育所を含めた社会資源はそれぞれに第一義の活動があり、またそれぞれの専門性とソーシャルワーク機能を持ち、その知識と技術を用いた業務を展開しているが、ソーシャルワークに参加するためにはその機能をソーシャルワークに活用しやすいものに工夫しておかなければならない。たとえば保育所ならば、相談・助言の経過を他の社会資源と共通のアセスメントシートを用いて記録したり、専用の個室を用意したり、ソーシャルワークの専門教育を受けたスタッフが担当したりするなど最低基準にないものも支度しておくことで、利用しやすいものになる。社会資源はこのようにして、ケースごとに必要な機能を連携させたチーム編成をして児童のソーシャルワークにあたるべきである。社会資源の社会的責任のひとつもソーシャルワークへの参加としてそこに存在してくる。